

いの町 第2次 振興計画

序 論

基 本 構 想

～ 豊かな自然と心に
出会えるまち・いの～

高知県 いの町

も く じ

第1編 序 論

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	1
第2章	いの町の概要	3
1	自然と地理	3
2	沿 革	4
3	特 色	5
4	人口等の推移	8
第3章	本町を取り巻く社会情勢	11

第2編 基本構想

第1章	いの町の将来像	15
1	将来像	15
2	将来人口	16
第2章	まちづくりの基本理念	17
第3章	まちづくりの基本的方向	18
1	【生活・環境】	19
2	【安心・健康】	22
3	【産業振興】	24
4	【教育・文化】	26
5	【連携・協働】	29
第4章	土地利用	30
1	土地利用の現状と課題	30
2	土地利用の基本方向	31
3	地域別の土地利用	32
第5章	計画の推進のために	35
1	計画推進のための庁内体制	35
2	計画の進行管理、見直し	35
3	国・県との連携による計画の推進	35
4	個別計画の位置づけ	35

第 1 編 序 論

第 1 編 序 論

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成 16 年 10 月 1 日に県内トップを切って合併し、新町「いの町」が誕生しました。合併後、初めての総合計画であった「いの町第 1 次振興計画」は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会において、アンケートや説明会における住民の皆様の合併に対する思いなどを反映して策定した「いの町建設計画」の内容を尊重しつつ、時代に即応した新たな仕組みを構築し、中長期的な視野に立った町政運営の基本方針を示すとともに、住民と行政がそれぞれの役割と責任のもとに協働して進める新しいまちづくりのための指針として作成されました。

この「いの町第 2 次振興計画」は、「いの町第 1 次振興計画」を継承し、少子高齢化社会の進行、人口減少社会への対応、大規模な自然災害への対応、厳しさを増す地方財政への対応といった本町を取り巻く社会情勢を踏まえて、目指すべき将来像とそれを実現するための指針となる総合計画であり、本町の最上位計画として位置づけられています。

2 計画の構成と期間

この振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、それぞれの目的に応じて期間が定められています。

(1) 「基本構想」

本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本理念や施策の方向性を示すもので、計画全体の土台となるものです。

【 計画期間 】

平成 27 年度を初年度とし、平成 36 年度を目標年次とする 10 年間で計画期間とします。

(2) 「基本計画」

基本構想を受け、各行政分野における具体的な施策や事業を示すものです。

社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定します。

【 計画期間 】

平成27年度を初年度とし、平成31年度までを前期計画、平成32年度から平成36年度までを後期計画とします。

(3) 「実施計画」

基本計画に基づき、主要な事業の内容、事業量、実施スケジュールを示すもので、基本計画に定めた事業の優先度を定め、財政面や事業面等で実効性を持たせるものです。進捗状況を踏まえて、毎年度見直しを行います。

【 計画期間 】

平成27年度から平成29年度までの3か年間とし、毎年度向こう3年を期間とするローリング（見直し）方式で策定します。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
基本構想（10年間）											
基本計画（前期）（5年間）					基本計画（後期）（5年間）						
実施計画（3年間）											
	実施計画（3年間）										
		実施計画（3年間）									
			実施計画（3年間）								
				実施計画（3年間）							
					実施計画（3年間）						
						実施計画（3年間）					
							実施計画（3年間）				
								実施計画（3年間）			
									実施計画（3年間）		
										実施計画（3年間）	

第2章 いの町の概要

1 自然と地理

(1) 位置

本町は、高知県の中央部に位置し、総面積は470.71km²で、高知県の約6.6%を占めています。

本町の東南部は幹線道路（国道33号等）と鉄道（JR土讃線、土佐電気鉄道伊野線）により県都高知市と結ばれており、北部は愛媛県に接しています。さらに、中央部には国道194号が南北に走り、高知県の北玄関として高知市と愛媛県西条市とを結んでいます。また、国道194号と交差する形で、国道439号が東西に横断しており、国道32号と国道33号を結ぶ主要な幹線道路として整備されています。

(2) 地勢

本町は、南北に長く、平地と丘陵地が広がる伊野地域東南部を除くとほぼ全域が山地で、森林面積は町全体の90%を占めています。町北部の本川地域では1,800m級の山が連なり町中心市街地との標高差も大きく、その自然環境が変化に富んでいることも本町の特徴となっています。

また、本川地域の瓶ヶ森一帯は石鎚国立公園に、吾北地域の陣ヶ森一帯は工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されています。本川地域は吉野川の源流域であり、伊野地域は仁淀川の下流域、そして吾北地域は仁淀川の支流、上八川川の流域にあたり、いずれの河川も清流と呼ぶにふさわしい水質や渓谷、水辺空間等のすぐれた自然景観を備えています。

(3) 気候

気候については、全般として温暖多雨で四季の調和がよく保たれていますが、本川地域は高標高地に位置していることから平野部と比較して気温が3度ほど低いため、夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は最低気温が-10度に達します。

2 沿 革

本町の沿革は、明治22年旧本川村が発足したことから始まり、昭和29年から昭和31年にかけてのいわゆる「昭和の大合併」で旧伊野町が、伊野町、宇治村、八田村、川内村、神谷村、三瀬村の合併によって、また、旧吾北村が、清水村、上八川村、下八川村、小川村の合併によってそれぞれ形成されました。古くから歴史的、文化的なつながりが深かったこの1町2村は、昨今の生活圏の拡大などによりそのつながりはますます深まり、平成16年10月1日、合併により「いの町」が誕生しました。

[旧町村の沿革]

旧伊野町の沿革

- 明治22年 市町村制の施行により枝川・池ノ内が合併して宇治村、鎌田・大内・波川が合併して川内村、神谷・加田・小野・鹿敷が合併して神谷村、柳ノ瀬・楠ノ瀬・勝賀瀬が合併して三瀬村が成立。槇・中追・成山は十六村の一部となり、伊野村・八田村は一村で存続
- 明治28年 町制の施行により伊野町が発足
- 昭和3年 十六村槇が伊野町に、十六村中追・成山が神谷村に合併（編入）
- 昭和29年3月 伊野町と宇治村・八田村・川内村が合併
- 昭和29年10月 神谷村を合併（編入）
- 昭和30年1月 三瀬村を合併（編入）

旧吾北村の沿革

- 明治22年 市町村制の施行により東津賀才・西津賀才・樅木山・新別が合併して小川村、下八川・十田が合併して下八川村となり、清水村と上八川村はそれぞれ一村で存続。
- 昭和31年6月 清水村・上八川村・小川村・下八川村が合併して吾北村が誕生

旧本川村の沿革

- 明治22年 市町村制施行により寺川・戸中・長沢・大森・越裏門・桑瀬・中野川・葛原・高藪・足谷・脇ノ山の11か村が合併して本川村が発足

3 特色

自然や歴史、文化、産業など合併前の町村ごとに特色があります。この特色を、地域の魅力として、まちづくりや地域の活力に活かしていくことが求められています。

(1) 伊野地域(旧伊野町)

県都高知市のベッドタウンとして、枝川、天王地区などの住宅団地が開発されてきましたが、今後においても、高知西バイパスの整備に伴い、さらに、都市化が進んでいくものと見込まれます。

国の伝統的工芸品に指定される土佐和紙発祥の地として全国に名を馳せています。千年以上の歴史を持つ土佐和紙の技術や伝統を、後世に伝えるため、「いの町紙の博物館」「土佐和紙工芸村」が整備されており、多くの観光客が訪れています。また、仁淀川の恩恵と土佐和紙の伝統の技術を生かして発展してきた製紙業は、基幹産業として町の経済を支えています。

町の繁栄をもたらしてきた清流仁淀川は、1級河川の中では日本一透明度の高い川と言われており、夏ともなると、川遊びや水泳、釣り、カヌー、キャンプなど大勢の人たちで賑わいます。また、仁淀川を活かして、「仁淀川紙のこいのぼり」「町民祭」などの行事が行われ、毎年、多くの観光客が訪れています。

「いのの大国さま」の名で親しまれている「梶本神社」では、春と秋に大祭が行われ、数万人の参拝客で賑わいます。秋の大祭で使われる「八角漆塗神輿」は、国の重要文化財に指定されています。

八代八幡宮の境内には、農村歌舞伎で有名な八代の廻り舞台があり、毎年11月5日に地元青年たちが今も芝居を奉納しています。

旧国道である商店街の一角や大国様から仁淀川橋までの問屋坂には、紙の原料問屋や塗籠の外壁、水切り瓦、虫籠窓といった特徴的な建造物が残されており、紙の町としての当時の繁栄と歴史が感じられます。

農業は、平野部を中心に、ハウス園芸や果樹栽培、野菜の露地栽培などが盛んです。

林業は、山間部を中心に、間伐や作業道の整備が着実に実行されており、森林の持つ公益的機能の維持増進が図られています。なお、町有林の一部は、森林整備により増大が期待される二酸化炭素の吸収量をクレジット化する取り組みである高知県J-クレジット制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトに登録しています。

(2) 吾北地域(旧吾北村)

平成8年には「写真文化の村」宣言をし、住民参加の写真展を開催するなど記録の財産を残しています。

各地で棚田が消えていく中、津賀谷地区では、先人が営々と築いてきた棚田が今も守り継がれ、洪水防止や水源涵養などの多面的な機能が維持されるとともに、四季折々の美しい景観を醸し出しています。また、8月末には「棚田の火まつり」が開催され、松明の火による幻想的な風景は夏の風物詩となっています。

程野の滝周辺の豊かな自然を活かして、森林公園「グリーン・パークほどの」が整備されており、バンガロー、オートキャンプ場、お祭り広場などに、多くの若者や家族連れが訪れています。また、秋には、「ほのほの王国もみじまつり」が開催され、多くの行楽客で賑わいます。

四国自然百選に認定された工石山陣ヶ森県立自然公園では、あせびの群生が見られ、自然を満喫しようと多くの方が訪れています。

日本一のヤブツバキ「シャクジョウカタシ」があり、カタシの花が咲く3月後半の日曜日には住民手づくりの行事「吾北・カタシの花祭り」が開催されます。

特産品には、シシトウやイチゴ、傾斜地を利用したスイカ、柚子、椎茸などがあります。また、道の駅「^{むささび}633美の里」では、地域の農林産物が販売され人気を博しています。

「吾北むささび温泉」は木質バイオマスボイラーを導入し、CO₂排出量を削減した、地球環境にやさしい温泉として、地域住民の癒しの施設となっています。

3地域の中で最も民有林人工林面積が大きく、この豊富な人工林資源を背景に、程野、津賀谷、柳野などの各地区では森林施業の集約化の取り組みが積極的に行われています。

(3) 本川地域(旧本川村)

吉野川の源流域の恵まれた水資源を利用し、3つのダム(大森川・長沢・大橋)と日本最大級の規模を誇る「本川揚水発電所」が開発され、電力供給の地としても知られています。この吉野川源流の水は、支流大森川の水とともに取水えん堤(分水発電所取水ダム)を通じて、一部仁淀川水系と合流しています。

本町における国有林野の全てが所在しており、国有林野事業において木材生産はもとより原生的な天然林の保護の取り組みが行われています。また、桑瀬、中野川、高藪、脇ノ山、葛原等の各地区においては大規模な企業有林が所在しており、集約的な森林施業が行われています。

山岳地帯は、石鎚国定公園の一部に位置し、瓶ヶ森、寒風山、笹ヶ峰など1,800m級の山々が連なっており、四季折々の自然や山々からの眺望を求めて、多くの観光客や登山客が訪れています。来訪者に豊かな自然に触れ、親しんでもらうために、近年、「木の香温泉」や「木の根ふれあいの森」などの観光施設が整備され、また、「氷室まつり」「吉野川源流まつり」などの各種の催しが行われています。

18世紀中期に建築された「山中家住宅」や古い伝統を受け継ぐ「本川神楽」などの文化財が多く残されています。平成12年には、新郷土館が建設され、貴重な文化財が展示・保管されています。

平地が極めて少ない地形の中で、涼しい気候を活かして、高麗キジの飼育、ワサビの栽培などの新しい特産品づくりが行われています。

本川中学校では、山村への留学を希望する生徒の受け入れを行っています。

4 人口等の推移

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、平成22年国勢調査によると25,062人（高知県全体に占める割合は3.3%）であり、平成17年の前回調査より4.2%減少しています。昭和60年以降の人口推移をみると、調査ごとに減少している状況です。

一方、総世帯数は、9,772世帯で、前回調査時から人口の減少に伴い世帯数も減少している状況です。

また、人口分布を地域別に見た場合、伊野地域の伊野、枝川、天王に集中しており、全国的な傾向同様に、人口の都市部への集中、山間部の過疎化が進展しています。

人口・世帯数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	高知県 平成22年
総人口	30,079人	28,729人	27,068人	25,062人	764,456人
世帯数	10,094世帯	10,285世帯	10,005世帯	9,772世帯	321,909世帯
世帯当たりの人員	3.0人	2.8人	2.7人	2.6人	2.4人

資料：国勢調査

地域別人口分布（平成22年国勢調査）

	人口	世帯数		人口	世帯数
伊野	6,287人	2,487世帯	清水	460人	210世帯
八田	731人	274世帯	上八川	749人	334世帯
枝川	6,234人	2,438世帯	小川	888人	414世帯
池ノ内	429人	152世帯	下八川	543人	216世帯
川内	2,091人	750世帯	吾北地区計	2,640人	1,174世帯
神谷	1,316人	510世帯	下本川	207人	126世帯
中追	94人	52世帯	中本川	262人	124世帯
三瀬	519人	231世帯	上本川	94人	51世帯
天王	4,158人	1,403世帯	本川地区計	563人	301世帯
伊野地区計	21,859人	8,297世帯	合計	25,062人	9,772世帯

資料：国勢調査

(2) 年齢区分別人口構成

年齢別人口についてみると、65歳以上人口は、平成22年国勢調査によると7,674人で、総人口の30.6%を占めており、高知県全体の65歳人口の占める割合(28.8%)を上回っています。

一方、15歳未満人口は、2,766人で、総人口の11.0%を占めており、高知県全体の15歳未満人口の占める割合(12.2%)を下回っています。

地域別に見た場合には中山間地域の高齢化が急速化していくことは認識しておかなければなりません。

年齢区分別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	高知県 平成22年
総人口	30,079人	28,729人	27,068人	25,062人	764,456人
15歳未満	5,214人	4,207人	3,468人	2,766人	92,798人
構成比	17.3%	14.6%	12.8%	11.0%	12.2%
15歳～64歳	18,518人	17,503人	16,256人	14,622人	447,540人
構成比	61.6%	60.9%	60.1%	58.3%	59.0%
65歳以上	6,347人	7,006人	7,344人	7,674人	218,148人
構成比	21.1%	24.4%	27.1%	30.6%	28.8%

注) 総人口には年齢不詳者を含む。

資料：国勢調査

地域別65歳以上人口分布(平成22年国勢調査)

	人口	65歳以上	比率		人口	65歳以上	比率
伊野	6,287人	2,197人	34.9%	清水	460人	236人	51.3%
八田	731人	231人	31.6%	上八川	749人	330人	44.1%
枝川	6,234人	1,505人	24.1%	小川	888人	438人	49.3%
池ノ内	429人	136人	31.7%	下八川	543人	241人	44.4%
川内	2,091人	611人	29.2%	吾北地区計	2,640人	1,245人	47.2%
神谷	1,316人	640人	48.6%	下本川	207人	88人	42.5%
中追	94人	67人	71.3%	中本川	262人	121人	46.2%
三瀬	519人	244人	47.0%	上本川	94人	56人	59.6%
天王	4,158人	533人	12.8%	本川地区計	563人	265人	47.1%
伊野地区計	21,859人	6,164人	28.2%	合計	25,062人	7,674人	30.6%

資料：国勢調査

(3) 産業別就業人口構成

産業別就業人口についてみると、15歳以上の就業者は、平成22年国勢調査によると11,154人であり、このうち第1次産業が8.7%（高知県全体は12.4%）、第2次産業が21.1%（高知県全体は17.5%）及び第3次産業が70.2%（高知県全体は70.0%）となっており、高知県全体と比較すると第2次産業の就業人口が多く、第1次産業の就業人口が少ないのが特徴です。

産業別就業人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	高知県 平成22年
就業者数	14,972人	14,031人	12,851人	11,154人	326,699人
第1次産業	1,666人	1,260人	1,145人	966人	40,623人
構成比	11.1%	9.0%	8.9%	8.7%	12.4%
第2次産業	4,197人	3,725人	2,895人	2,358人	57,251人
構成比	28.0%	26.5%	22.5%	21.1%	17.5%
第3次産業	9,038人	9,006人	8,707人	7,830人	228,825人
構成比	60.4%	64.2%	67.8%	70.2%	70.0%

注) 就業者総数には分類不能の業種を含む。

資料: 国勢調査

第3章 本町を取り巻く社会情勢

いの町を取り巻く社会情勢は、近年、大きく変化しています。計画の策定にあたっては、これらの社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。

少子・高齢化社会の進行、人口減少社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所（平成24年1月推計）によると、日本の人口は、平成22年の1億2,806万人から平成42年には、1億1,662万人まで減少すると見込んでいます。また、年齢区分別の構成比を平成22年と平成42年で比較すると、15歳未満人口は、13.1%から10.3%、15歳～64歳人口は、63.8%から58.1%、65歳以上人口は、23.0%から31.6%となり、少子・高齢化の進行、生産年齢人口の減少が顕著になってきます。本町においても例外ではなく、特に中山間地では、超高齢化が進み集落の維持が困難な地域も見受けられています。

また、人口の減少や少子・高齢化の進行など人口構造の変化は、地域経済の縮小、地域コミュニティの担い手不足、社会保障費の増加など、社会経済に大きな影響を及ぼすと考えられることから、長期的な視点に立ったまちづくりが求められています。

価値観の変化や生活様式の多様化への対応

人々の意識や価値観は、物の豊かさから心の豊かさを重視する方向に変化しつつあり、また、家庭生活やレジャー・余暇活動等をより大切にする傾向が強くなるなど生活様式も多様化してきています。

こうした価値観の変化や生活様式の多様化に対応し、生涯にわたって真の心の豊かさが実感できるよう、住民生活の充実や快適な生活環境の整備が求められています。

情報化の進展への対応

情報通信技術の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及により、経済活動や生活環境に大きな変化をもたらすとともに、ビジネスチャンスの拡大や生活面における利便性の向上などに大きな可能性を有しています。

こうした情報通信技術や情報発信ツールを有効に活用し、当町の取り組みの効果的な情報発信を進めるとともに、住民意見の情報収集や住民参画をより推進する必要があります。

大規模な自然災害への対応

東日本大震災では、東北地方を中心に多数の死者・行方不明者が出るなど、未曾有の被害が発生し、これまでの防災対策・体制の限界、自助・公助の取り組みの重要性を再認識させられました。東日本大震災を教訓に、防災への関心は高まっていますが、時間の経過とともに薄れていくことが予想されます。当地域においても南海トラフ地震の発生が危惧されており、さらなる防災意識の向上を図り、住民、地域、企業、行政など様々な主体の連携・協働した取り組みを進める必要があります。

深刻化する環境問題への対応

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の多様化などを背景に、地球温暖化など様々な環境問題が顕在化しており、限りある資源の循環型の利用促進など、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成が求められています。また、東日本大震災を契機とし、再生可能なエネルギーの利用を含めた節電・省エネへの意識は一層高まっています。

こうした中、住民一人ひとりが、環境に対する意識を持ち、環境への負荷の少ない循環型社会を形成し、人と自然環境が共生する持続可能な活動が求められています。

厳しさを増す地方財政への対応

日本経済は、デフレスパイラルからの脱却を目指し、金利の引き下げ、市場への資金供給量の増加といった金融緩和政策、補正予算・元金臨時交付金等による公共事業の増、設備投資の促進、就労促進、規制改革等による日本再興戦略の3本の矢を柱とする経済政策（アベノミクス）を打ち出し実質国内総生産（GDP）成長率2%を目指し強い経済を実現していくこととしています。最近の景況判断では円安ドル高による為替や株式市場の高揚により輸出関連企業等の大企業の指数は上昇していますが、中小企業や地方では、原材料価格や電気料などの経費の増加により、未だその恩恵を受けるには至っていない状況であり、当町を含めた地方では依然、先行き厳しい経済状況が続いています。

本町の財政状況は、収入の多くを地方交付税や補助金などに依存しており、国の政策によっては歳入不足に陥る脆弱な財政基盤であることを考慮し、行財政の効率化・安定化を進めるなど行財政基盤を強化するとともに、税収の確保や受益者負担の適正化などにより自主財源を確保することが求められています。

地方分権時代への対応

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地方分権の関連法の成立による地方分権が進むなど国と地方の役割が見直されています。

住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な行政体で行うという地方分権が推進され、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任能力が問われており、その能力の違いが、行政サービスの差や地域活力などに直接的に影響することが予想されます。このため、住民のニーズや地域の課題に対応して、住民に身近なサービスを自らの責任と判断で決定し、実施できるよう行政能力の質的、量的向上が求められています。また、個性豊かで活力に満ちた暮らしやすい地域社会を実現するためには、地域での問題解決に住民が主体的に関わり、行政と協働してまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

第2編 基本構想

第 2 編 基本構想

基本構想では、本町の概要や本町を取り巻く社会情勢を踏まえて、目指すべき将来像とそれを実現するための基本理念や施策の方向性について策定します。

第 1 章 いの町の将来像

1 将来像

本町は、石鎚国立公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている森林、そして、日本一の清流として評判の高い仁淀川や四国三郎吉野川水系の源流を有しており、風光明媚な滝や溪谷、その水辺空間のたたずまいには心癒されるものがあります。そして、歴史や風土、文化や伝統に培われ育まれてきた伝統産業や多彩な地域資源などが渾然一体となった彩りある町です。

また、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史や文化を守り、継承する中で、昔から、人と人との心のつながりやふれあいを大切にし、心の豊かさを育んできました。

私たちは、この町が育んできた豊かな自然と心を、後世の子どもたちに残し、地域に住む誰もが誇りに思えるような「まち」を創っていくことを目指します。

“ 豊かな自然と心に出会えるまち・いの ”

- 森林と清流を後世の子どもたちに -

2 将来人口

本町の人口は、少子化の進展、転出者が転入者を上回る社会移動による人口減少といった要因により減少し、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）によると、平成22年国勢調査結果である25,062人から15年後の平成37年には19,755人と予測されています。

年齢区分別では、15歳未満人口は平成22年の2,766人から平成37年には1,608人に、15歳～64歳人口は平成22年の14,622人から9,712人に、65歳人口は平成22年の7,674人から8,435人になると予測されています。

本町の将来推計人口

		平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口		25,062人	23,198人	21,486人	19,755人
年齢区分別	15歳未満	2,766人	2,310人	1,904人	1,608人
	構成比	11.0%	10.0%	8.9%	8.1%
	15歳～64歳	14,622人	12,583人	11,080人	9,712人
	構成比	58.3%	54.2%	51.6%	49.2%
	65歳以上	7,674人	8,305人	8,502人	8,435人
	構成比	30.6%	35.8%	39.6%	42.7%

資料：国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成25年3月推計）

日本全体で人口の減少が予想されている中で、本町においても人口減少は避けることのできない課題であることから、国の施策の動向に注視するとともに、施策の展開に当たっては、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう子育て支援の充実を図るとともに、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりに努めていくと同時に、産業の振興による地域での雇用の維持・拡大を図るなど社会移動により生じる人口減少の抑制を図り、平成36年の目標人口を20,055人とします。

第2章 まちづくりの基本理念

まちづくりに共通する基本的な考え方として、次の4つの基本理念をもとに施策を推進します。

【豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり】

国道194号を通じ愛媛県西条市と高知市につながる本町においては、自然環境との共生を基本に、水源の涵養などの公益的機能をもつ自然・環境の保全や環境への負荷を軽減した生活基盤の整備等に積極的に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域資源を活かした新たな産業づくりや交流人口の拡大などに努め、瀬戸内海と太平洋とを最短で結ぶ交通の要衝として、また、交流の玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりを進めます。

【心の豊かさを実感できるまちづくり】

社会経済や生活環境の変化に伴い物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化していくなか、本町においては、まちの主役である住民が、人とのふれあいを大切にし、いきいきと暮らせることを基本に、住民同士のふれあいや相互扶助等による連帯意識の醸成、生涯学習の推進やスポーツ振興等による生きがいづくり、学校教育や社会教育の推進等による人間性や創造性あふれる人づくりに努め、真に心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

【人が集い定住できる魅力あるまちづくり】

地域における働く場の減少やライフスタイルの変化などに伴って、住み慣れた地域から人々が流出しており、地域活力の低下が懸念されます。このため、本町においては、地域で生まれ、育った人々が、地域に残れるよう産業の振興による地域での雇用の維持・拡大を図ることや住環境の整備等に努めるとともに、他地域からの流入が図られるよう移住促進に努めることにより、人が集い定住できる魅力あるまちづくりを進めます。

【住民参画による活力あるまちづくり】

自治体の自己決定・自己責任を原則とする地方分権が推進される中、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりが求められています。本町においては、住民主体の開かれた行政を基本に、行政運営の透明性を高めるとともに、共通の目標に向かって、住民・団体・事業者などと行政が手を取りあい、携えながら協働し、活力あるまちづくりを進めます。

第3章 まちづくりの基本的方向

将来像の実現に向けて、5つの基本的方向を掲げ、各分野における施策・事業を実施し、総合的・計画的及び弾力的なまちづくりを展開します。

また、本町における各分野の施策・事業は、個々に実施されるのではなく、それぞれの基本的方向のもと有機的な結びつきにより展開します。

5つの基本的方向

- 1 【生活・環境】 自然を守り快適で安全なまちづくり
- 2 【安心・健康】 安心とやさしさ健康福祉のまちづくり
- 3 【産業振興】 多彩な産業が展開され活力あるまちづくり
- 4 【教育・文化】 人や文化を育み心豊かなまちづくり
- 5 【連携・協働】 住民と行政の連携・協働によるまちづくり

1 【生活・環境】 自然を守り快適で安全なまちづくり

地球温暖化や水質汚濁など地球規模での環境破壊が進む中、便利さや物の豊かさのみを追求するのではなく、環境に配慮したまちづくりが求められています。

このため、豊かな自然環境との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環型社会づくりに取り組むとともに、生活基盤の整備や南海トラフ地震対策、交通安全・防犯対策などの促進を図ることにより快適で安全なまちづくりを進めます。

1 自然環境との共生

豊かな自然を守り、後世の子どもたちに残していくことが、私たちに課せられた使命です。

このため、行政と住民、事業者などが協力・連携した保全活動を推進するとともに、観光や憩いの場として自然の持つ多様な機能の活用を図ります。

また、森林面積が90%を占める本町にとって、仁淀川や吉野川などの清流を育む森林の整備は、重要な課題の一つであることから、健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な取り組みを推進することにより水土保持の森林づくりを促進します。

加えて、環境保全に対する意識の高揚を図り、ごみの分別収集やごみの減量化、省エネルギー化、資源のリサイクル化、再生品の利用に今後とも取り組み、行政や住民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもとに環境への負荷軽減を図るための取り組みを進めます。

2 快適な生活基盤の整備

住民の日常生活において、道路、住環境、水道等のライフライン、公共交通などの生活基盤は欠かすことのできないものであり、快適に暮らすためには、その利便性や安全性の確保が求められます。

このため、自然の保全を図りながら、地域の実情に応じて、中長期的展望のもとに、計画的な整備を図っていきます。

道路については、国道33号、国道194号、国道439号の幹線道路の整備を進めるほか、集落内における生活道路の安全で快適な人に優しい道路空間の整備を進めていきます。また、国道33号高知西バイパス（枝川～波川間）の開通に併せ、県道、町道との計画的、一体的な整備による広域的なネットワークづくりを進めます。

住環境については、都市計画区域や中山間区域などの地域特性に応じて、自然環境に適合した市街地や道路網、公園、緑地などの計画的な整備を進めていくとともに、上下水道については、上水道、簡易水道などの統合整備を進めて

いくことや、老朽化した各施設の更新などを計画的に進めます。

公共交通については、自動車を利用できない交通弱者の移動手段の確保や地球環境・交通渋滞への対応といった観点から、駅周辺の環境整備やバス路線の維持・充実、乗継しやすい環境づくりなどを図ることにより、利用しやすい交通体系の整備を進めていきます。

地域の情報化については、地域間の情報通信格差の解消に向けた取り組みを推進します。

3 安全な住民生活の確保

風水害、南海トラフ地震などの自然災害や火災、交通事故などの人的災害から住民の生命や財産を守るには、浸水対策、山地・土砂災害対策、消防・防災、交通安全、防犯などの対策の充実を図ることが必要です。

宇治川流域等は、全国でも有数の浸水被害の多発地域となっていることから、慢性的な浸水被害の軽減・解消に向けて、引き続き治水施設の整備や河川の改修を推進します。

地すべりやがけ崩れなどの土砂災害が発生し、尊い人命や貴重な財産が奪われることのないよう災害に強く、誰もが安心して生活できるようハード・ソフト一体となった対策を進めていきます。

地域防災計画に基づき、災害時の迅速な対応が図られるよう、防災関係機関などとの連携強化による危機管理体制の整備や安全対策の推進、防災拠点施設や防災情報通信システムなどの整備をはじめとする防災体制の充実・強化を図るとともに、危険地域等の情報提供や住民の防災意識の高揚、安全な避難路と避難場所の確保・整備を図ります。さらに、自治会を中心とした自主防災組織や女性防火クラブの育成強化を図り、地域ぐるみで災害に備えます。

南海トラフ地震対策としては、町有施設に対する耐震診断・改修の実施や民間木造住宅に対する耐震診断、耐震補強への支援、通行危険箇所の解消などの地震の揺れに対する備えを行います。併せて、災害発生時に即応できる防災体制を確立させていきます。

消防業務については、迅速かつ的確な対応を進めつつ、組織体制の強化、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防火意識の高揚を図っていきます。また、救急車両の充実を図るとともに、医療関係機関・団体との連携を強化するなかで救急医療体制を整備充実させていきます。

交通安全については、交通安全意識の向上、交通ルールの徹底を図るとともに、人通りの多い路線・危険箇所への交通安全施設の設置や通学路への歩道の整備を図ることなどにより、人にやさしい道路環境づくりを進めます。

防犯については、防犯灯などの整備を進めるとともに、自主防犯組織を支援し、地域ぐるみの防犯体制を充実・強化していきます。

消費生活については、国、県、専門機関、消費者団体等との連携のもと、消費生活活動に伴うトラブルや被害の防止に向けて、消費者意識の啓発や消費者情報の提供、相談活動の充実などを推進します。

2 【安心・健康】 安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

少子・高齢化が進む中、高齢者や障害者をはじめ、すべての住民が安心して健康に暮らせることが求められています。また、近年の生活様式の変化、疾病構造の多様化に伴い、住民の健康志向、精神的ゆとり志向は強くなり、健康や福祉に対する関心は非常に高まっています。

このため、保健・医療・福祉の連携・充実を図り、入所施設・通所施設の整備・充実を進めていくことはもとより、高度な専門的知識・技術を有する人材の養成・確保を推進し、高度化・多様化する住民ニーズに対応したサービスを提供することにより、安心とやさしさ健康福祉のまちづくりを進めます。

1 健康づくりと医療サービスの充実

健康はあらゆる人間活動の源泉であり、健康な心身を維持し、快適な暮らしを送っていく上で、保健や医療は、大きな役割を担っています。

このため、保健・医療・福祉の緊密な連携のもと、疾病の予防、早期発見・治療の基本となる各種健康診査・健康相談・健康教育などの充実を図るとともに、健康な心身を維持するための保健活動・予防対策を積極的に推進します。

また、健康に対する意識の高揚を図るとともに健康増進施設などを活用しながら住民の健康増進への取り組みを推進します。

さらに、地域で安心して医療を受けられるよう住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として仁淀病院の再建を図るとともに、地元医師会や関係機関と連携しながら、医療機関相互の機能分担と連携強化や救急医療体制の充実を図っていきます。

そして、住民の健康や医療を確保する上で重要な役割を果たしている国民健康保険制度や医療費助成制度の円滑な運営を推進します。

2 子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの成長や育児に様々な影響を与えています。

平成27年度には、子ども・子育て3法に基づく支援事業計画を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援することを目的とした諸施策の充実を図るなど、総合的かつ体系的な事業展開を図り、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指します。

3 福祉の充実

すべての住民が住み慣れた地域で、家族や友人に囲まれながら、明るく健康的な生活が送れるように、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者、障害児・者それぞれの福祉の充実に取り組みます。

高齢者福祉については、高齢者が心身の健康を維持しつつ、支援や介護が必要な状態となっても、高齢者自身の意志を尊重し、自立した質の高い生活を営むことができるよう、各関係機関が一体となった総合的、包括的なサービス提供が行える体制を整備するとともに、福祉、医療、教育、就業、社会参加、生活環境などの各種の施策を総合的に推進します。

障害児・者福祉については、住民一人ひとりが障害に対し理解と認識を深め、互いに交流できる環境づくりを推進します。地域社会の中で安心して生活ができるように支援するとともに、相談体制や活動機会の充実を図り、人にやさしい共生のまちづくりを目指します。

地域福祉については、地域社会全体で支え合うことのできる環境づくり、仕組みづくり、人材育成などに取り組んでいくとともに、ボランティア、NPOによる活動を積極的に支援します。

3 【産業振興】 多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

地域の活力を維持・向上させるためには、地域経済の基盤となり就業機会の創出や所得の向上をもたらすためには、産業の振興が不可欠となります。

このため、伝統を誇る土佐和紙や地域の主力産業である製紙業の振興はもとより、自然環境や地域資源を生かした農林業や観光産業などの振興を図ることにより、多彩な産業が展開され活力あるまちづくりを進めます。

1 農林畜水産業の振興

農・林・畜・水産業については、産業振興という側面だけでなく、中山間地域の活力や水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止などの公益性を保持する観点からも、生産者や関係団体などと連携した積極的な取り組みが必要です。

農業については、魅力とやりがいを持てる職業となるよう、認定農業者や新規就農者の育成に向けた取り組みを推進します。併せて、農道、耕作道、ため池、用排水路などの生産基盤の整備や環境にやさしい有機農業の推進、地産地消の推進、農作物のブランド化・高付加価値化、農産物加工品の開発・商品化などにより、農業経営の安定化と特色ある農業の推進を図ります。

林業については、森林の有する公益的機能に配慮しながら、林道や作業道などの生産基盤の整備や施業の集約化などの取り組みへの支援を推進し、林業生産活動の効率化・活性化を図ります。また、林業の担い手の育成・確保に向けた取り組みや、様々な機関、組織と連携した森林整備の取り組みを推進します。

畜産業については、農業協同組合等と連携し、生産者の経営合理化や生産性・安全性の向上、畜産物の特産品化などを支援することにより、生産者の経営の安定化と畜産物の消費拡大を図ります。

水産業については、内水面漁業と親水性レクリエーションを活かした観光漁業等の育成を図ります。

2 商工業・サービス業の振興

雇用への波及効果が大きい商工業・サービス業の振興は、多様な就業の場を創出し、地域経済の活性化を図るために不可欠と言えます。

商業・サービス業については、商工会などとの連携により経営の強化や後継者の育成、新たなサービスの促進などに取り組みます。併せて、地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や商店街の環境整備を図ることにより、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくりを進めます。

工業については、産業支援機関や公設試験研究機関などとの連携のもと、地域の代表的な地場産業である製紙業の経営近代化と合理化、高付加価値化などを図るとともに、独自の技術力や製品力を有する企業等の育成・支援を行います。併せて、雇用対策の一環として、新たな企業の誘致や既存企業の新分野進出のための支援に向けた取り組みを推進します。

手すき和紙については、本町を代表する重要な伝統産業であるため、土佐和紙の良さと土佐和紙発祥の地「いの町」を国内外に発信するとともに、この伝統と技を守り、後世に継承し、さらに価値を高める取り組みを進めます。

3 観光の振興

近年は、余暇時間の拡大や交通・情報ネットワークの拡大により、観光ニーズも多様化しており、従来型のスポット観光から体験・滞在型観光へと志向が移ってきています。

このため、本町の地理的利点を活かし、関西圏や瀬戸内圏からの観光客の増加をめざして、多様で魅力ある観光地づくりに向け、恵まれた自然環境・豊富な観光資源などを活用して観光拠点施設や関連施設の整備及びこれらの施設のネットワーク化を推進します。

また、自然や文化、農林業など地域の特性を活かしつつ、観光と伝統産業、商業、農林業、内水面漁業などとの多面的連携を図り、体験・滞在型の新たな観光メニューの開発や観光プログラムの開発に努めます。

併せて、観光情報の提供・発信や観光客の受け入れ体制づくりを進めることにより、イメージアップを図り、リピーターや口コミによる来訪者の拡大などに向けた取り組みを推進します。

4 【教育・文化】 人や文化を育み心豊かなまちづくり

町の長期的な発展を支えるためには、老若男女すべての住民が、旺盛な意欲と活力をもって、学習や経験を積み重ね知識・教養を向上させようとする主体的な取り組みが必要です。

このため、住民同士が交流し語らい、いきいきとした生活を送れるよう、伝統文化を継承し、新時代の文化を創造する担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流・学習などの支援を行うとともに、次代を担う子どもたちの確かな学力や生き抜く力を育てることにより、人や文化を育み心豊かなまちづくりを進めます。

1 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全な育成と資質の向上を図るためには、地域社会全体としての取り組みが不可欠です。

青少年が、社会の一員として、自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるよう、家庭、地域との連携を強化するとともに、学校、PTA等関係機関との連携を密にし、少年の非行及び有害環境から排除し、地域における自然体験・社会体験を通じた青少年の社会参加の機会拡充を推進していきます。

2 学校教育・乳幼児保育教育の充実

学校教育は、人間形成に重要な役割を担っており、生涯にわたる教育の中で最も基礎となるものです。

小・中学校教育については、基礎学力の定着と学力の向上を図るため、教育6（小学校）・3（中学校）・3（高校）年制の連携と充実に向けた取り組みを推進します。また、自ら学び、考える力と豊かな人間性や社会性を育むため、情報教育や国際理解教育などの教育内容や指導体制の改善・充実を図るとともに、郷土に誇りを持ち郷土を愛することができるよう、地域社会と連携を図りながら地域を教材とした教育活動などを推進します。

中山間地域の活性化の観点も併せて、本川中学校の山村留学制度の周知を図るとともに、県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう側面的な支援を継続させていきます。

乳幼児保育・教育については、家庭との連携を大切にした保育・教育を実践していくとともに、幼稚園と保育園の連携を強化し、両者の機能を活かし、就学前の子どもたちのより良い育成環境の整備を図っていきます。

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

余暇時間の増大や生活様式が変化する中、誰もが、生涯にわたって主体的に学習し、また、気軽にスポーツを楽しむことは、一人ひとりが誇りと生きがいを持ち、自分自身を高め、より豊かで充実した人生を送るうえで重要な役割を果たしています。

このため、生涯学習の推進に向け、幼年期から高齢期までのそれぞれの段階に応じた学習機会と学習情報を提供し、生涯学習体系づくりを推進します。

また、生涯スポーツの推進に向け、スポーツ施設の整備や活動機会の充実を図るとともに、組織や指導者を育成・養成することにより、多世代の住民が個々のニーズや体力に応じて、気軽に参加できるような地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

4 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

子どもから高齢者まで、一人ひとりがいきいきと、主体的に活躍できる地域づくりを進めていくためには、すべての人が持つ普遍的権利である基本的人権が尊重される社会の実現が必要です。

このため、住民一人ひとりの正しい基本的人権の理解と認識を深め、あらゆる差別のない人権を尊重する社会を築いていくため、地域、家庭、学校における人権教育をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を展開していきます。

また、平成16年に施行した男女共同参画推進条例に沿って、行政が率先して意思決定過程への女性の参画を推進するとともに、地域社会において、男女共同参画意識を浸透させる効果的な啓発を行い、男女がお互いの人権と個性を尊重し、自立し、相互に協力し合う男女共同参画社会の実現を目指します。

5 地域文化の継承・振興

優れた文化・芸術に接することや自らが文化・芸術活動に参加することは、ゆとりある人生や、豊かな暮らしを送っていくうえで欠かせないものとなっています。

このため、優れた芸術文化に親しめる機会の拡充や文化・芸術活動の支援など住民が多彩な文化・芸術活動に親しめる環境づくりに向けた取り組みを推進します。さらに、各地域に根ざした伝統文化・郷土芸能の保存・継承を推進するとともに、地域文化・芸術を担う人材の育成に向けた取り組みを推進していきます。

6 国際交流と地域間交流の促進

教育、文化、スポーツ、経済など各分野における交流活動は、様々な価値観や感性を持つ人々とのつながりを深め、地域の活性化に大きく寄与しています。

幅広い分野において国際交流や国際協力の促進を図るためには、外国の異文化や生活習慣などに接し、国際理解と国際感覚を身につけることが必要です。また、町内における交流や都市と農村との新たな交流などを促進し、地域の活性化や住民相互の一体感の醸成に繋げていくことが求められています。

このため、住民一人ひとりが国際社会の一員としての意識や自覚を持ち、異文化に対する相互理解と共感を深めることができるよう、町内在住外国人との交流や、海外まで広く認知されている土佐和紙を通じた交流など住民が主体となった国際交流活動を推進します。また、外国青年語学指導助手を継続的に招致し、小、中学生はもとより、幼児期からの国際感覚豊かな人材育成に積極的に取り組みます。

地域間交流については、町域の一体感や町民意識の醸成を高めるため、多様な連携・交流の推進に努めるとともに、グリーンツーリズムの推進により都市と農山村との新たな交流を促進していきます。

5 【連携・協働】 住民と行政の連携・協働によるまちづくり

町の発展のためには、まちづくりの様々な分野において、住民の行政への参画や住民が主体となった活動が不可欠となります。また、併せて、行財政運営の効率化を進め、住民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することが大切です。

このため、こうした視点に立って、まちづくりの各分野で住民や団体、事業者、NPOなどの参画を促し、適切な役割分担のもとで、共に働くことにより、住民と行政の連携・協働によるまちづくりを進めます。

1 コミュニティの育成

コミュニティは、住民自治によるまちづくりの基礎となるもので、住民同士の日常生活における支えあいや、災害時における助け合いなどにおいても重要な役割を果たします。

これまで以上に住民の連帯意識や郷土愛の醸成を促進し、身近な生活単位を基本とした、ふれあいのあるコミュニティの形成を図っていくことができるよう、地域のコミュニティ活動を支えるリーダーの育成や、地域が主体となった活動などを支援するとともに、活動の拠点としてのコミュニティ施設や集落活動センターの整備を推進します。

2 住民参画による行政運営

限られた財源の中で、適切な行政運営を行うためには、住民参画のもと、住民のニーズや提案を活かして、行政運営を進めていくことが不可欠です。

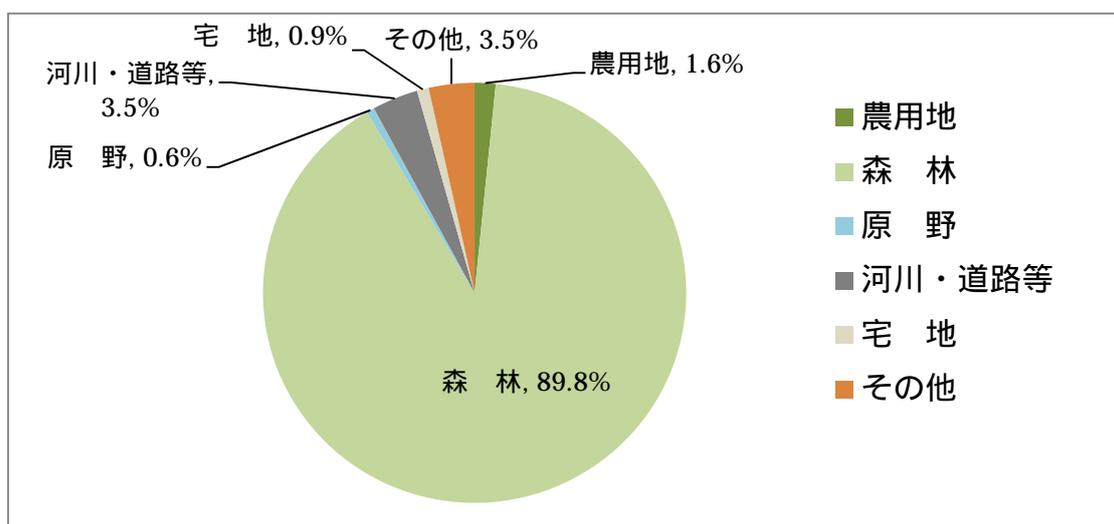
このため、町政への住民参画の機会の充実を図り、住民とのパートナーシップに基づき、事業を企画立案し推進していきます。また、住民の行政への信頼や関心を高めるため、行政の透明性を高めていくとともに、行政としての説明責任を果たすなど、公正で開かれた行政運営を行っていきます。併せて、行政コストの削減や自主財源の確保、公正かつ効果的な財源の配分などにより、健全な財政運営を維持しながら、住民サービスの向上や職員資質の向上を図ることにより、高度な行政サービスを提供していきます。

第4章 土地利用

1 土地利用の現状と課題

本町における行政区域面積 470.71 km^2 ($47,071 \text{ ha}$) の土地利用の現況は次のとおりです。

農用地	766 ha (1.6 %)
森林	42,291 ha (89.8 %)
原野	300 ha (0.6 %)
河川・道路等	1,670 ha (3.6 %)
宅地	406 ha (0.9 %)
その他	1,638 ha (3.5 %)



資料：平成22年10月1日現在 土地利用現況把握調査

また、都市計画区域 $2,840 \text{ ha}$ のうち、市街化区域は 353 ha (12.4%)、市街化調整区域は $2,487 \text{ ha}$ (87.6%) となっています。

中山間地域においては、高齢化や過疎化の進行に伴って増加が懸念される耕作放棄地や放置された森林などへの対応が課題となっています。一方、都市計画区域においては、低未利用地を活用するなど、市街地の維持・充実を図り、バランスのとれた市街地形成の実現が課題となっています。

このような状況の中、公共福祉の優先を前提として、土地の保全及び南海トラフ地震などに対応する安全性の確保や将来に希望を持って暮らすための産業の振興、全国に誇りうる自然環境の保全を図るなど自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と個性ある地域の形成を通じ均衡ある発展を図っていくことが求められています。

2 土地利用の基本方向

土地は、現在および将来における限られた資源であるとともに、住民の生活や生産などの諸活動を支える共通の基盤であることから、農用地、森林、宅地、商・工業用地などそれぞれの土地の特性を踏まえて、周辺環境との調和を図りながら、都市基盤の整備等、今後の土地利用動向をにらみつつ、関係機関と協力して、適正かつ計画的な土地利用を図ります。また、土地の現況や実態を把握し、適切な土地利用を推進するため、国土調査法に基づく地籍調査を推進します。

(1) 農用地

農用地の持つ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成などの公益的機能が発揮されるよう、生産性の向上、農地流動化の推進などにより優良農用地の保全・拡大を図っていきます。また、農用地の転換については、計画的な調整を図り、無秩序な転用を抑制していきます。

(2) 森林

森林の持つ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、民有林については「いの町森林整備計画」に基づき健全な森林を積極的に造成・育成するとともに、国有林については森林資源の適正な保全と利活用に向け関係機関との連携を推進します。

(3) 宅地

新たな住宅需要に伴い、周辺環境の保全に配慮しながら住環境の整備を図り、優良な宅地の確保に向けた取り組みを推進します。

(4) 商・工業用地

工業用地については、当面、遊休地の有効利用を図るとともに、経済動向を見極めながら企業用地の取得・整備を検討します。

商業用地については、歴史的街並みを活かしつつ、商業用地の高度利用を推進します。

(5) 河川・道路

河川については、防災対策と景観や生態系を考慮した河川の整備を推進します。

道路については、公共の福祉と個人の財産権との整合性に十分に配慮しながら、必要な用地を確保し、整備していきます。

(6) その他

住民生活に直結する文教施設、厚生福祉施設等の整備に当たっては、環境保全と住民の利便性を考えた適正配置に配慮し、用地の確保に向けた取り組みを推進します。

3 地域別の土地利用

本町の地形は大部分が山地で、その勾配は北の石鎚山系に向かうほど急になっています。伊野地域は仁淀川、吾北地域はその支流である上八川川の流域に属するのに対して、本川地域は吉野川の源流域に位置しています。

全般的に森林地域が多い土地利用状況の中、伊野東南部の平地部は市街地と集団的な農地、農村集落が見られ、その他の地域では河川沿いに小規模な耕地と山村集落が点在しています。

こうした自然条件、土地利用状況などから、本町を大きく2つのゾーン、4つのエリアに区分するとともに、3箇所の拠点地区を位置づけ、計画的な土地利用を促進します。

都市・田園ゾーン	市街地エリア	伊野東南部地域（都市計画区域）
	里山エリア	
山間ゾーン	清流・山村エリア	伊野西北部地域、吾北地域
	山地・森林エリア	本川地域

34ページのいの町土地利用ゾーニング参照

(1) 市街地エリア

市街地エリアは、伊野東南部地域で指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化区域の範囲に当たる地域です。

本町の市街地は、国道33号の沿道と天王ニュータウンに比較的コンパクトにまとまっています。高知市等と結ぶ鉄道・幹線道路に沿って市街地が形成され、本町の中核的な都市機能が集中し、紙問屋の街並みが残され、製紙工場も立地するなど、幹線道路に沿った沿道型の土地利用が進んでいます。

このエリアにおいては、都市計画マスタープランに基づき、快適で利便性の高い中心市街地として整備を図ります。

(2) 里山エリア

里山エリアは、伊野東南部地域に指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化調整区域の範囲に該当する地域です。

農地と里山が織りなす風景の中に農村集落が分布する田園地域です。近年、宅地化の進展が見られ、一部では住宅団地が造成されています。農地では園芸栽培等が営まれており、南北に流れる仁淀川が美しく開放感のある親水景観をかもし出しています。

このエリアにおいては、こうした特性を踏まえ、農林業的土地利用と都市的土地利用との調和を図りながら、都市計画マスタープランなどに基づき、良好な生活環境の確保と里山の景観保全を図ります。

(3) 清流・山村エリア

清流・山村エリアは、伊野西北部地域から吾北地域に広がる急峻な山岳地帯です。山間を縫うように上八川川など仁淀川の支流が流れ、河川沿いに集落と農地が点在しています。このエリアには、土佐和紙発祥の地である成山があり、その周辺地域や吾北地区では古くからコウゾやミツマタが栽培され、和紙が漉かれてきました。

主産業は農林業で、過疎化・高齢化が著しいエリアです。グリーン・パークほどの、成山和紙の里公園、道の駅「土佐和紙工芸村、633美の里」等、観光施設の整備がなされ、他のエリアの観光拠点とのネットワーク化が期待されています。

このエリアにおいては、森林・農地・清流の保全を図りつつ、良好な生活環境の確保と農山村の多面的機能を活用した交流体験型観光レクリエーションの拠点として整備を図ります。

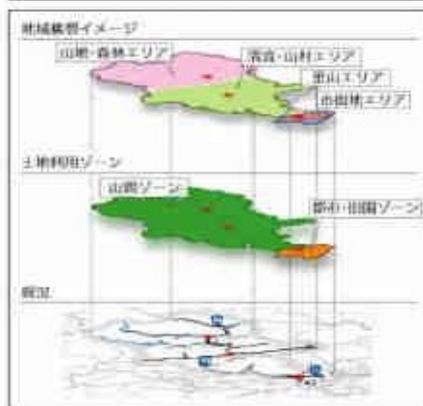
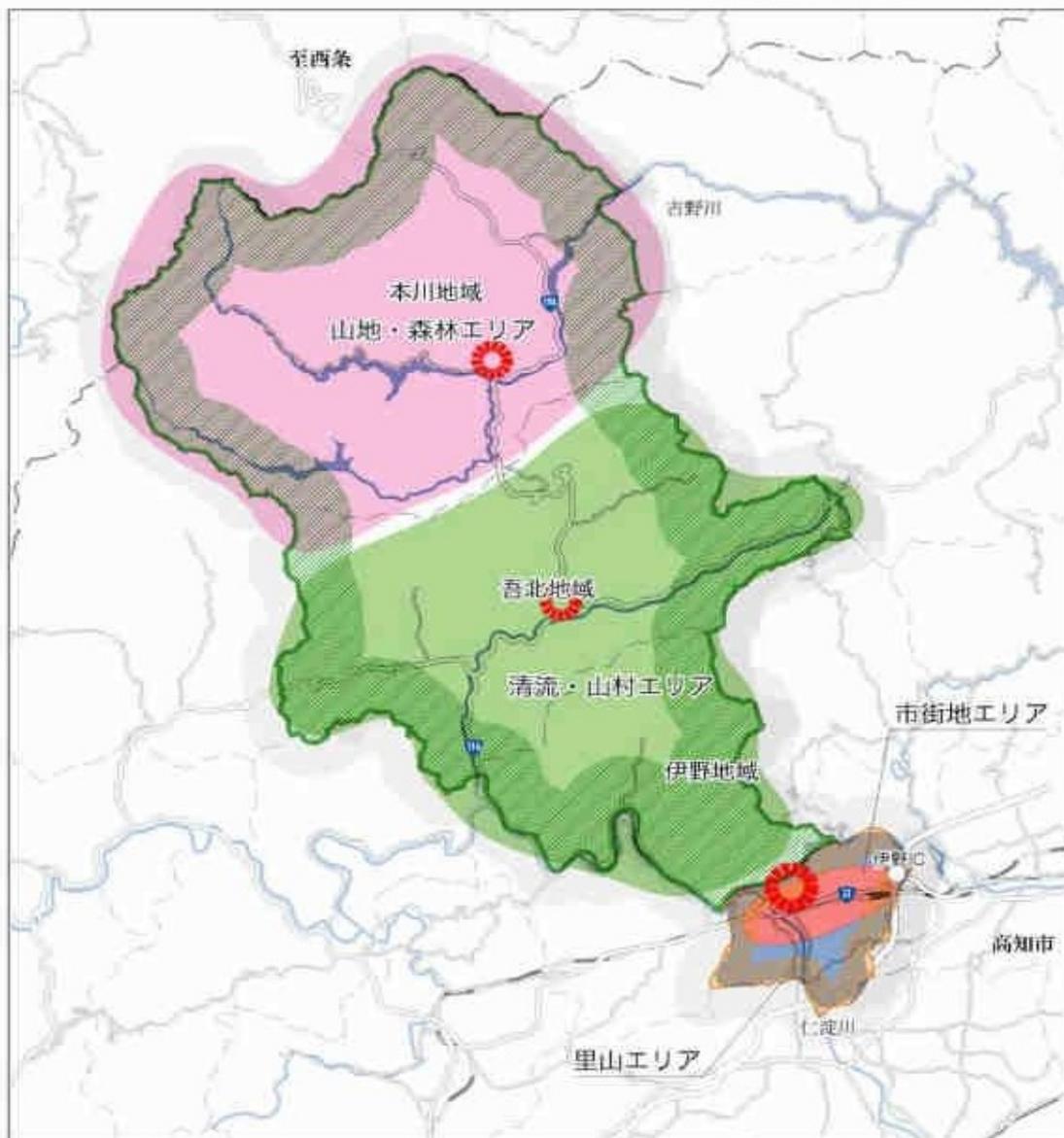
(4) 山地・森林エリア

山地・森林エリアは、吉野川の源流域に当たる本川地域の山岳地帯であり、気象条件も厳しく、標高約500mから1,800mまでの高低があり、「清流・山村エリア」よりさらに急峻となっています。

主要産業は林業で、過疎化・高齢化が著しい状況です。高知市と西条市を結ぶ国道194号に寒風山道路が開通し、道の駅「木の香温泉」等の観光施設の整備もなされ、地域活性化のきざしが見えます。

このエリアにおいては、森林・清流の保全を図りつつ、良好な生活環境の確保と自然や景観を活かした観光レクリエーションの拠点として整備を図ります。

いの町土地利用ゾーニング



第5章 計画の推進のために

1 計画推進のための庁内体制

重点施策の実施や計画内容の見直しに際しては、庁議や企画検討協議会などにおいて協議・検討を行ない全庁的に取り組みます。

また、企画立案、計画策定等に際して、迅速、かつ効果的に対処する必要がある場合には、プロジェクトチームを設置して作業を行います。

2 計画の進行管理、見直し

近年の厳しい社会・経済情勢の中では、計画の目標年に達するまでには、予想しがたい情勢の変化も考えられます。このため、施策の遂行状況を的確に把握し、予想できない急激な情勢の変化が生じた場合は、基本構想・基本計画の内容を見直します。

向こう3か年をローリング方式で作成する実施計画については、進捗状況を毎年把握するとともに、財政状況や社会情勢などに照らして、事業効果や費用対効果などを検証し、必要に応じて内容の見直しを行うなど、適切な進行管理を行っていきます。

3 国・県との連携による計画の推進

この計画を着実に推進するためには、国や県との密接な連携・協力のもとに、施策や事業を実施していく必要があります。

特に、本町において、深刻な課題となっている交通渋滞や浸水被害については、その解消に向け、国・県と協力して、高知西バイパスの早期完成を目指します。また、住民の日常生活や地域間の交流・連携、経済活動などを支える道路網の整備や住民の生命と安全を守る治山・治水対策など、「いの町建設計画」に掲げる県事業については、重点的かつ計画的な整備促進を要請し、継続事業の早期完成並びに新規路線等の事業化を目指します。

4 個別計画の位置づけ

この計画を補完するものとして、特定の政策課題に関する個別計画を策定し、中長期的な視点に立って施策を展開していきます。

